

解説

IFRS第9号「金融商品」の
改訂基準の公表①企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

1 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年7月にIFRS第9号「金融商品」について、従来の分類及び測定と信用減損に関する取扱いを修正した改訂基準（以下「今回の改訂基準」という。）を公表している。IASBは、IFRS第9号について、これまで数回にわたり修正を行っているが、今回の改訂基準の公表によって、IFRS第9号の修正をめぐる議論は、いったん、最終化されている¹。このため、本稿及び次号において今回の改訂基準の公表によって修正された主な内容について解説することを予定している。本稿においては、公表の経緯のほか、金融商品の分類及び測定に関する修正について概要を解説する。なお、文中、意見に関する記載は、筆者個人のものであることをお断りしておく。

2 公表の経緯

IASBは、2008年11月に金融商品プロジェクトを正式な議題に加えた。当初、IASBは、金融商品会計基準

全体をパッケージとして検討を行うことを予定していたが、できるだけ早急にグローバルな金融危機で指摘された論点に対応するために、同プロジェクトを、(1)金融資産及び金融負債の分類及び測定、(2)信用減損、(3)ヘッジ会計の3つに分けて進めることとした。この結果、これまでに、2009年11月に金融資産の分類及び測定についてIFRS第9号（以下「IFRS第9号（2009年度版）」という。）、2010年10月に金融負債の分類及び測定に関する定めを追加したもの（以下「IFRS第9号（2010年度版）」という。）が公表されたほか、2013年11月にヘッジ会計に関する定めを追加したものが公表されている。

このうち、IFRS第9号（2009年度版）では、金融資産の分類及び測定について、IAS第39号「金融資産：認識及び測定」の考え方が修正され、金融資産が保有される事業モデルと契約キャッシュ・フロー特性をベースとして金融資産を分類することとされた。他方、IFRS第9号（2010年度版）では、金融負債に公正価値オプションを適用する場合における自己の信用リスクに関する取扱いを除き、金融負債の分類及び測定に関

するIAS第39号における定めが概ね踏襲された。

しかし、IFRS第9号（2009年度版）の分類及び測定の要求事項について、いくつかの適用上の問題が指摘されたほか、米国財務会計基準審議会（FASB）において金融商品の会計基準に関する修正作業が行われていたことから、米国会計基準との収斂を図るべきとの指摘が示された。このため、適用上の問題を解消又は軽減するとともに、米国会計基準との収斂の可能性を検討することを目的として、IASBはIFRS第9号について限定的な修正を行うこととし、これに向けた作業が開始された。今回の改訂基準は、こうした趣旨に基づき、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する定めについて限定的な修正を行ったものである。

なお、今回の改訂基準では、信用減損について、IAS第39号における閾値が削除されており、従来のいわゆる「発生損失モデル」に代えて、新たに「予想損失モデル」が導入されている。これは、グローバルな金融危機において、信用損失の認識が適時になされなかったという指摘を踏まえたものであるが、詳細につい

では次号において解説する。

3 分類及び測定に関する限定的な修正

(1) 金融資産の新たな測定区分の追加

IFRS第9号(2009年度版)では、企業は、一部の例外²を除いて、①金融資産の管理に関する企業の事業モデルと、②金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、金融資産を、償却原価で測定する区分と純損益を通じて公正価値で測定する(FV-PL)区分のいずれかに分類することとされていた。

今回の改訂基準では、IFRS第9号(2009年度版)に寄せられたフィードバックや並行して進められている保険契約プロジェクトの検討状況³を考慮し、次の双方の条件を満たす場合は、金融資産を、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定<図表1>金融資産の測定区分

定する(FV-OCI)区分に分類することとされている。

- ① 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルにおいて保有されている。
- ② 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

上記を踏まえ、金融資産は、原則として、<図表1>のとおり、各測定区分に分類される。

FV-OCIで測定される金融資産は、財政状態計算書上では公正価値で測定する一方で、純損益に反映される金利収益等は、償却原価で測定する金融資産と同様の方法で算出し、公正価値の変動の合計と純損益に認識した金額との差額をOCIに表示することとされている。また、FV-OCIで測定した金融資産について認識の

中止を行う際は、OCIに認識された公正価値変動の累計額を、資本の部から純損益へ組替調整額として振り替える(リサイクリング)必要がある。

なお、今回の改訂基準では、FV-OCIで測定される金融資産についても、公正価値オプションの指定をすることが認められている。また、分類変更は、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に行うとされており、分類変更の影響は、分類変更日(企業が事業モデルを変更した報告期間の直後の報告期間の最初の日)から将来に向けて適用するとされている。

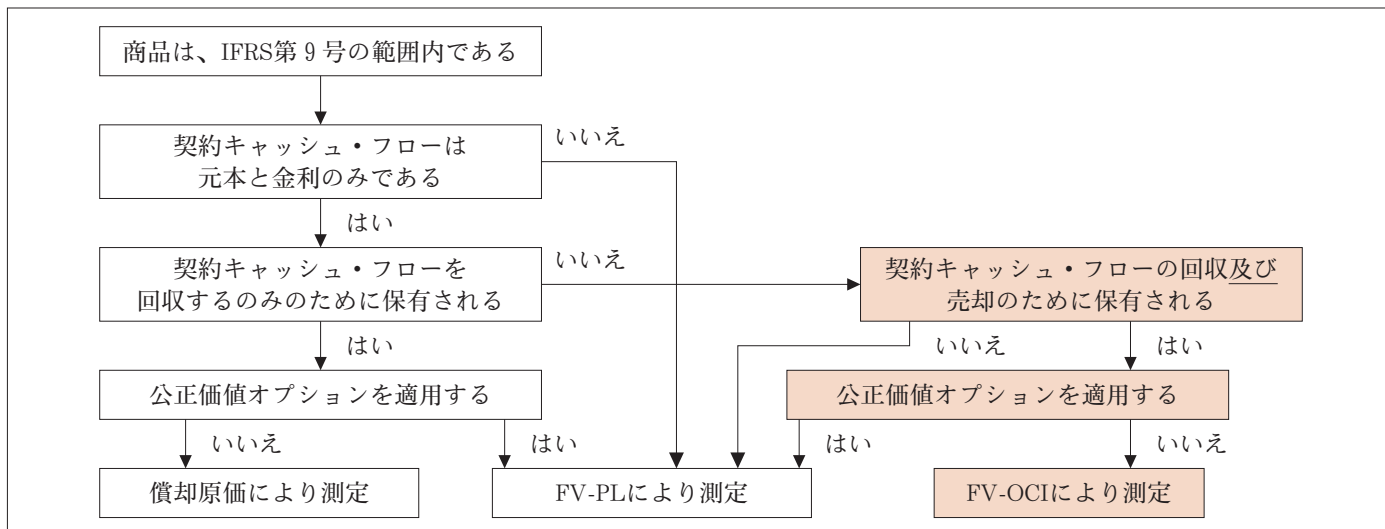
以上を踏まえると、金融資産の分類及び測定の決定プロセスは、<図表2>のように示し得る。

(2) 事業モデルの要件

契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成

| 事業モデル 契約キャッシュ・フロー特性 | 契約上のキャッシュ・フローの回収のみ | 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方 | その他 |
|------------------------|--------------------|------------------------|-------|
| 元本及び元本残高に対する利息の支払のみ | 償却原価 | FV-OCI | FV-PL |
| 上記以外 | FV-PL | FV-PL | FV-PL |

<図表2> 金融資産の分類及び測定の決定プロセス(今回の改訂基準による修正部分を網かけ)⁴



される事業モデルには、日々の流動性ニーズを管理したり、特定の金利プロファイルを維持したり、金融資産と金融負債の残存期間を対応させることを目的とするものが含まれる。こうした事業モデルで保有される場合、契約キャッシュ・フローを回収するのみのために金融資産を保有する事業モデルと比較して、売却の頻度や金額が、通常、大きい。今回の改訂基準では、売却の頻度や金額に関する閾値は示されていない。

(3) 契約キャッシュ・フロー特性の要件

今回の改訂基準では、契約キャッシュ・フロー特性の判定に関して、適用において示された疑問を踏まえ、特に、「利息」の意味について明確化されている。具体的には、利息を、貨幣の時間価値への対価、特定の期間における元本残高に関する信用リスクへの対価のほか、その他の基本的な貸出リスク（流動性リスクを含む。）やコストへの対価、並びに利益マージンも含まれるとされた。ただし、株価や商品価格のように、基本的な貸出契約とは関係のないキャッシュ・フローに関するリスク等へのエクスポージャーを発生させる契約条件がある場合、元本及び元本残高に対する利息の支払のみを発生させるとはいえない旨が明らかにされている。

また、貨幣の時間価値は、利息の要素のうち、時の経過のみについての対価を表している一方、貨幣の時間価値の要素が改変されていることがある⁵。こうした場合、改変後の貨幣の時間価値の要素が、ベンチマーク・キャッシュ・フローと著しく異なる（significantly different）キャッシュ・フローを生じさせる可能性が

ある場合には、元本及び元本残高に対する利息の支払のみを発生させるとはいえない旨が明らかにされた。

(4) 適用日

今回の改訂基準は、信用減損に関する部分と併せて、2018年1月1日以後開始する事業年度より適用することとされている。本基準を早期適用することは認められているが、早期適用を行う場合、当該事実について開示するとともに、IFRS第9号のすべての要求事項を同時に適用することが要求されている。ただし、公正価値オプションが指定された金融負債に関して、自己の信用リスクの変動に起因する利得又は損失をOCIに表示する要求事項については、当該部分のみを早期適用することが認められている。

4 FASBによる検討状況

FASBは、分類及び測定と信用減損について、2013年2月に会計基準更新書案「金融商品—全般（サブトピック825-10）金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ、審議を継続している。

同会計基準更新書案では、分類及び測定についてIFRS第9号と比較的整合的な提案がなされていたが、再審議の過程において、分類及び測定については現行の米国会計基準における定めを概ね維持した上で、限定的な修正を行うことが暫定決定されている。

〈注〉

1 IASBは、いわゆるマクロヘッジ会計について、今回の改訂基準とは、いったん、切り離れた上で

検討を行っており、2014年4月に「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（コメント期限：2014年10月17日）を公表している。

- 2 当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすること（公正価値オプションの指定）、資本性金融商品への投資について事後の公正価値の変動をOCIに表示する取消不能の選択をすること（OCIオプション）が認められている。
- 3 IASBは、2013年6月に公表した改訂公開草案「保険契約」において、割引率変動の影響をOCIに表示する旨を要求することを提案していた。ただし、コメント受領後の再審議において、有配当契約以外の保険契約に関して、割引率変動の影響を、純損益とOCIのいずれに表示するかを会計方針として選択することを認める旨が暫定決定されている。
- 4 IASBより公表されているIFRS第9号に関する「プロジェクトの要約」で示されているフローチャートを基礎として記載している。
- 5 今回の改訂基準の適用指針では、金融資産の金利が定期的に改訂されるが、改訂の頻度が金利の期間と一致していない場合（金利のミスマッチ）や、金融資産の金利が特定の短期と長期の金利の平均値に定期的に改訂される場合が例示されている。